

る者もなきことを知る併し此行事の爲りも兩路用存たふ不爲其く上右に在る。我
等には素よりかかる星布皆不厭従するもては無し。我等は屢此の承継を自ら固
律し一瓦、然るも警言察は自ら招いたとも云ふ。此等事議地の承継を自ら固
毛に至り、果敢然者も長年本護士布施辰辰氏に自下り、其旨を承継せしむる
の旨を依頼し、上経に至り、我々の所託を承継せしむる代表者として、三月三日
會社創立責任者と念自見し、茲に我等の思取初の目的たる「解雇宣言」を概
四一せしめ、又任五思退職の際に相害の退職金も其旨を承継せしむるものと致し、
我等の意向は其旨を承継し、其旨は結成せしむる。

我等の運一助の終極の目的は其程度に解放する此の目的の前より、今
固り争議の如きは、一の歩哨前不迫でない。併しながら如何に微細なる闘争も不
志り、我等は常中務つべし、我々はねげなれぬ。そを以て確実な前進をた
ければならぬ。茲に我等の前勝を報し、其の同胞互に協同し、彼等も我
熱烈なる後援を感謝の意を表す。

大正十三年三月廿五日

時計之聯合會

總務會報告

大正十三年三月廿五日 時計之聯合會

出 部

終極の麻生、彌橋、中村、柳屋、武田、常石、久福(佐藤)
唯川(佐藤)中野、武田(佐藤)和向會計北澤評議員
本部「提出」大念の被官不承本

會場費 七拾円也、撤去早 大拾拾円也
旅費 系、天拾円也、被官費 七拾円也、合計 大百拾円也
以上日本部 無常費より支出、但し會場費は總務會の範圍内に於て
被官費 被官不足は、被官會に於て、員擔の事
以不大会 提出被官不

決算報告 承認
會費改正の件 承認
自在院成の上は總本部 解入會費を主として
以上各事、但し、當該自在院に於て特別の機關雜誌を發行し、本
機關雜誌も不承本とする際、總本部に五拾圓を納入するべきものなり
但し、自在院の債務は、總本部は總本部が發行機關雜誌を云致務的に購
自在院の承認は、理事會の決議に依るものなり
又、後附の報告は、承認するものなり